

審議事項

1 開示請求の手数料

手数料は徴収しないこととして、コピー代等（郵送の場合は郵送費用も）の額を徴収する旨を施行条例で規定する。

2 開示決定等の期限

保護法が規定する期限よりも短縮して、原則14日以内、特例延長の場合の相当部分は44日以内に決定する旨を施行条例で規定する。

3 行政機関等匿名加工情報の手数料

政令で規定する額を施行条例で規定する。

4 条例要配慮個人情報について

規定しない。

5 個人情報ファイル簿と個人情報取扱事務届出書

人数、期間に関わらず個人情報ファイル簿（単票）を作成し、このうち、本人の数が1000人以上、1年以上保存するものは保護法に基づきホームページで公表する。また、これに満たない個人情報ファイル簿（単票）は従来通り閲覧に供する。

6 保護法の不開示部分と公開条例の不開示部分の整合性の確保

7 審議会への諮問

8 運用状況の公表

9 存否応答拒否の審議会への報告

今回の審議事項

【審議事項 6】 保護法の不開示部分と公開条例の不開示部分の整合性の確保（施行条例で定めることができる事項）

2

主な相違点	札幌市の考え方
<p>○ 保護法と公開条例の整合的な運用を図るため、保護法では条例に定めることにより、不開示情報の整合性を確保することができることとされている（保護法第78条第2項）。</p> <p><不開示情報の整合性を確保する方法></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保護法の開示情報を、施行条例により公開条例と同様に開示にする方法 ・ 保護法の開示情報を、施行条例により公開条例と同様に不開示にする方法 ・ 上記二つの施行条例による方法によるほか、公開条例を保護法に合わせて改正する方法 	<p>○ 保護法の開示部分と公開条例の開示部分の対照表は別紙1のとおり</p> <p>○ 保護法の開示部分と公開条例の開示部分の整合性の確保の考え方については別紙2のとおり</p>

【審議事項 7】 審議会への諮問（施行条例で定めることができる事項）

主な相違点	札幌市の考え方
<p>○ 保護条例（第7条第2項第9号ほか）</p> <p>①本人以外からの収集、②思想・信条・宗教等の情報の収集、③目的外の利用・提供、④電子計算機処理の開始・変更、⑤電子計算機の結合による提供</p> <p>○ 保護法（第129条）</p> <p>施行条例に規定する「個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるとき」に限定。</p> <p>→ 上記①から⑤までについてこれまでのように典型的に審議会に諮問することができなくなった。</p> <p>※ マイナンバー利用に係る特定個人情報保護評価書の第三者点検（審議会条例第2条第1項第2号）</p> <p>→ これまでと同様に、審議会への諮問が必要</p>	<p>○ 「個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるとき（※）」に諮問する旨を施行条例に規定（審議会条例の所掌事務も併せて所要の改正を行う）</p> <p>※ 施行条例の実質的改正を行う場合等を想定</p> <p>○ 今後は、マイナンバー利用に係る特定個人情報保護評価書の第三者点検が主な審議事項</p>

【審議事項 8、9】運用状況の公表/存否応答拒否の審議会への報告（施行条例で定めることができる事項）

4

主な相違点	札幌市の考え方
<p>【8 運用状況の公表】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 保護条例（第52条） 市長が年1回個人情報保護制度の運用状況を公表 ○ 保護法（第165条） 国の個人情報保護委員会が全国の地方公共団体等へ運用状況の報告を求め、公表 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国の個人情報保護委員会への報告とは別に、市民への説明責任を果たすため、これまでと同様に、市長が年1回運用状況を公表（廃止する保護条例に代えて施行条例に規定）。 ○ 審議会への運用状況報告が条例に明記されていないため、施行条例に「審議会に年1回運用状況報告を行う」旨を規定（公開条例も併せて改正）。
<p>【9 存否応答拒否の審議会への報告】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 保護条例（第19条） 存否応答拒否（※）をした場合は、直近の審議会に報告 ○ 保護法 規定なし <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>※ 存否応答拒否 開示請求に対し、当該開示請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときに、個人情報の存否を明らかにしないで開示請求を拒否することをいう。</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 上記の年1回の運用状況報告の中で、存否応答拒否の件数、事案の概要等を報告する。

保護法の不開示部分と公開条例の不開示部分の整合性の確保

保護法第 78 条第 2 項による読替後の同条第 1 項	公開条例第 7 条	施行条例の規定内容及び公開条例の改正内容
<p>※ 下線部が読替え部分</p> <p>(保有個人情報の開示義務)</p> <p>第七十八条 行政機関の長等は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報(情報公開条例の規定により開示することとされている情報として条例で定めるものを除く。)又は行政機関情報公開法第五条に規定する不開示情報に準ずる情報であって情報公開条例において開示しないこととされているもののうち当該情報公開条例との整合性を確保するために不開示とする必要があるものとして条例で定めるもの(以下この節において「不開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。</p> <p>一 開示請求者(第七十六条第二項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号及び第三号、次条第二項並びに第八十六条第一項において同じ。)の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報</p> <p>二 開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>イ 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報</p> <p>ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報</p>	<p>(実施機関の公開義務)</p> <p>第 7 条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報(以下「非公開情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。</p> <p>(規定なし)</p> <p>(1) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)で特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれがあると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア 法令若しくは他の条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報</p> <p>イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報</p>	<p>なし</p> <p>なし(個人情報開示請求特有の規定であるため)</p> <p>公開条例を保護法に合わせる。</p> <p>なし(保護法の「法令」には条例が含まれているため)</p> <p>なし</p>

保護法の不開示部分と公開条例の不開示部分の整合性の確保

保護法第 78 条第 2 項による読替後の同条第 1 項	公開条例第 7 条	施行条例の規定内容及び公開条例の改正内容
<p>(第二号続き)</p> <p>ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第二条第一項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第二条第四項に規定する行政執行法人の職員を除く。）、独立行政法人等の職員、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二条に規定する地方公務員及び地方独立行政法人の職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分</p> <p>※ 保護法の施行条例で公務員等の氏名を開示する旨規定する。</p> <p>三 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。</p> <p>イ 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの</p> <p>ロ 行政機関等の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの</p>	<p>(第 1 号続き)</p> <p>ウ 公務員等（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）第 5 条第 1 号ハに規定する公務員等をいう。）の職務の遂行に係る情報（<u>当該情報が当該公務員等の思想信条に係るものである場合で、公にすることにより、当該公務員等の個人としての正当な権利を明らかに害すると認められるときは、当該公務員等の職、氏名その他当該公務員等を識別することができることとなる記述等の部分を除く。</u>）</p> <p>(2) 法人その他の団体（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。</p> <p>ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの</p> <p>イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供された情報であって、当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの</p>	<p>①公開条例を保護法に合わせた上で、公開条例の括弧書きの例外規定（青字部分）を削除する。</p> <p>②公開条例では引き続き氏名を開示する旨の規定を残し、保護法の施行条例でも同様に氏名を開示する旨規定する。</p> <p>公開条例を保護法に合わせる。</p> <p>なし（「法人等又は個人における通例として開示しないこととされているもの」は「当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」の例示であるため）</p>

保護法の不開示部分と公開条例の不開示部分の整合性の確保

保護法第 78 条第 2 項による読替後の同条第 1 項	公開条例第 7 条	施行条例の規定内容及び公開条例の改正内容
<p>四 行政機関の長が第八十二条各項の決定（以下この節において「開示決定等」という。）をする場合において、開示することにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると当該行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報</p> <p>五 行政機関の長又は地方公共団体の機関（都道府県の機関に限る。）が開示決定等をする場合において、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると当該行政機関の長又は地方公共団体の機関が認めることにつき相当の理由がある情報</p> <p>六 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの</p> <p>※ 保護法の施行条例でも公開条例のただし書部分を規定する。</p>	<p>(規定なし)</p> <p>(規定なし)</p> <p>(4) 市並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。 <u>ア 不服申立ての審査、あっせん、調停その他これらに類する紛争処理に関する情報であって、公にすることにより、意思決定の中立性が不当に損なわれると認められるもの</u> <u>イ 公にすることにより、特定の者に不当に利益を与え、又は不当に不利益を及ぼすと認められるもの</u></p>	<p>なし（国が開示決定等をする際の不開示情報であるため）</p> <p>なし（国又は都道府県が開示決定等をする際の不開示情報であるため）</p> <p>①保護法に合わせて、④保護法の「不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ」（赤字部分）を加え、⑧公開条例の不開示情報である「意思決定の中立性が不当に損なわれると認められるもの」を紛争処理に関する情報に限定しない。</p> <p>②公開条例の開示部分（ただし書（青字部分））を維持し、保護法の施行条例でも同様に規定する。</p>
<p>七 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの</p> <p>イ 独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ</p>	<p>(5) 市又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、次に掲げるもの。</p> <p>(規定なし)</p>	<p>次ページ参照</p> <p>保護法に合わせて公開条例にも同様の規定を新設する。</p>

保護法の不開示部分と公開条例の不開示部分の整合性の確保

保護法第 78 条第 2 項による読替後の同条第 1 項	公開条例第 7 条	施行条例の規定内容及び公開条例の改正内容
<p>(第七号続き)</p> <p>ロ 独立行政法人等、地方公共団体の機関（都道府県の機関を除く。）又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ</p> <p>ハ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ</p> <p>ニ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ</p> <p>ホ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ</p> <p>ヘ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ</p> <p>ト 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ</p> <p>(本号柱書に相当)</p> <p>(なし)</p>	<p>(3) 公にすることにより、人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められる情報</p> <p>(第 5 号続き)</p> <p>ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関する情報であって、公にすることにより、正確な事実の把握を困難にし、又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にすると認められるもの</p> <p>イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関する情報であって、公にすることにより、市又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害すると認められるもの</p> <p>ウ 調査研究に係る事務に関する情報であって、公にすることにより、その公正かつ能率的な遂行に著しい支障を及ぼすと認められるもの</p> <p>エ 人事管理に係る事務に関する情報であって、公にすることにより、公正かつ円滑な人事の確保に著しい支障を及ぼすと認められるもの</p> <p>(規定なし)</p> <p>オ アからエまでに掲げるもののほか、事務又は事業の性質上、公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすと認められるもの</p> <p>(6) 法令若しくは他の条例の定めるところにより又は実施機関が法律上従う義務を負う国の機関の指示等により、公にすることができないと認められる情報</p>	<p>公開条例を保護法に合わせる。</p> <p>保護法に合わせて公開条例にも「租税の賦課若しくは徴収」（赤字部分）の規定を追加する。</p> <p>公開条例を保護法に合わせる。</p> <p>公開条例を保護法に合わせる。</p> <p>公開条例を保護法に合わせる。</p> <p>保護法に合わせて公開条例にも同様の規定を新設する。</p> <p>公開条例を保護法に合わせる。</p> <p>なし（行政機関情報公開法にも法令秘情報の規定はなく、保護法第 78 条第 1 項第 7 号柱書（その他の事務事業情報）で検討するため）</p>

保護法の不開示部分と公開条例の不開示部分の整合性の確保の考え方

1 基本的な考え方

- (1) 原則、公開条例の規定をこれに対応する保護法の規定に合わせる。
- (2) 公開条例においてこれに対応する保護法の規定よりも不開示情報の範囲を狭くする規定がある場合は、公開条例ではこの規定を残し、保護法の施行条例により不開示情報の範囲を狭める。
- (3) 改正後の公開条例により不開示情報の範囲が広がることのないように運用する。

2 公開条例を保護法に合わせる場合の対応

(1) 公務員等の職務遂行情報（一部の括弧内の記載は省略）

保護法第78条第2号ハ	公開条例第7条第1号ウ
(不開示情報から除く旨の規定) ハ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該 公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分	(不開示情報から除く旨の規定) ウ 公務員等の職務の遂行に係る情報 （当該情報が当該公務員等の思想信条に係るものである場合で、公にすることにより、当該公務員等の個人としての正当な権利を明らかに害すると認められるときは、当該公務員等の職、氏名その他当該公務員等を識別することができることとなる記述等の部分を除く。）

【規定を合わせる際の対応】

- ① 公開条例では括弧書きの例外の規定があるが（青字部分）、保護法にはないため、保護法に合わせて公開条例から削除する。
- ② 保護法では公務員等の職務の遂行に係る情報のうち職及び職務遂行の内容は不開示情報から除くこと（開示する）とされているが、公開条例ではこれらの情報に加えて公務員等の氏名も不開示情報から除かれて（開示して）いる（赤字部分）。

この点について、市民との間で公務員等の氏名を開示することが定着しているため、公開条例では引き続き公務員等の氏名を開示する旨の規定を残し、保護法より開示情報を拡張する（なお、保護法の施行条例でも同様に公務員等の氏名を開示する旨規定する。）。

(2) 審議検討情報（一部の括弧内の記載は省略）

保護法第78条第6号	公開条例第7条第4号
<p>(6) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの</p>	<p>(4) 市並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。</p> <p>ア 不服申立ての審査、あっせん、調停その他これらに類する紛争処理に関する情報であって、公にすることにより、意思決定の中立性が不当に損なわれると認められるもの</p> <p>イ 公にすることにより、特定の者に不当に利益を与え、又は不当に不利益を及ぼすと認められるもの</p>

【規定を合わせる際の対応】

- ① 保護法には「不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ」（赤字部分）の規定があるが、公開条例には規定がない。この点について、保護法の規定に合わせて公開条例を改正する。
 - ② 公開条例では紛争処理に関する情報に限って「意思決定の中立性が不当に損なわれると認められるもの」（緑字部分）を不開示としているが、保護法では不開示情報を紛争処理に関する情報に限っていない。この点について、保護法の規定に合わせて公開条例の不開示情報を紛争処理に関する情報に限定しないこととする。
- ⇒ 上記の①及び②により、一見すると現状よりも公開条例の不開示情報が増えるように見える。しかし、「不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ」がある情報あるいは紛争処理に関する情報以外の情報が公文書公開請求の対象となった場合には、従来より公開条例第7条第5号オなどにより不開示を検討している。したがって、上記の改正を行ったとしても不開示情報の範囲は現状と変わらない。
- ③ 公開条例では、ただし書により「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」（青字部分）は例外として開示する旨の規定があるが、保護法にはこうしたただし書の規定がない。したがって、公開条例の方が保護法よりも開示情報の範囲が広い。このため、今般

の改正においても公開条例のただし書を残すことで、保護法よりも開示情報の範囲を拡張することを維持し、保護法の施行条例でも同様に規定する。

(3) 上記(1)及び(2)のほか公開条例の規定を保護法に合わせることで、公開条例の規定に文言が追加、又は規定自体が追加されるもの

① 国の安全が害される等の情報

保護法第78条第7号イ	公開条例
イ 独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ	なし

【規定を合わせる際の対応】

保護法に合わせて公開条例にも同様の規定を新設する。

② 監査等に関する情報

保護法第78条第7号ハ	公開条例第7条第5号ウ
ハ 監査、検査、取締り、試験又は 租税の賦課若しくは徴収 に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ	ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関する情報であって、公にすることにより、正確な事実の把握を困難にし、又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にすると認められるもの

【規定を合わせる際の対応】

保護法に合わせて公開条例にも「**租税の賦課若しくは徴収**」(赤字部分)の規定を追加する。

③ 独立行政法人等の情報

保護法第78条第7号ト	公開条例
ト 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ	なし

【規定を合わせる際の対応】

保護法に合わせて公開条例にも同様の規定を新設する。

⇒ 上記の①、②及び③により、一見すると現状よりも公開条例の不開示情報が増えるように見える。しかし、①、②及び③の情報が公文書公開請求の対象となっ

た場合には、従来より公開条例第7条第5号オなどにより不開示を検討している。したがって、上記の改正を行ったとしても、現状と比べて不開示情報の範囲は変わらない。